

報告題名 債務保証方式による農業信用補完制度の限界

—制度対象者の多様化とその問題点の分析から—

報告者 菅井健光

日時 11月27日 15時から17時

(所属分野) 地域計画学分野

場所 第八講義室

座長 澁谷

議事録担当者 柳瀬

出席者 米倉, 冬木, 川島, 工藤, 斉藤, 長谷部, 木谷, 大鎌, 石井, 渋谷, 菅井, 小山田, 張, 飯塚, 佐藤伸寿, ステン, ソ, 柳瀬, 神浦, 佐々木, 福田, 林

報告要旨

1. 研究の背景

(1) 1961年(昭和36年)、担保力や信用力が不足している農業者が資金を借りやすくすることを目的とした農業金融における信用補完制度として、農業信用保証保険制度が創設された。

(2) 現在、制度の担い手である農業信用基金協会の代位弁済のための支払財源の確保が懸念されている。このため、国は、2006年(平成18年)度から早期是正措置を導入した。

2. 問題の所在

現在の支払財源確保の問題に現れているように、基金運用益収入が支払財源の確保を左右するという硬直的な財務構造等、債務保証方式による現行の信用補完制度は制度的な限界がある。この背景には、1970年代以降の経済・農業構造の変化により、制度創設当初、設計上の前提となった均質な特定集団であった保証対象者が、多様化した特定集団に変化したことが挙げられる。

3. 課題

制度対象者集団の多様化の把握そしてその多様化による制度の問題点、限界を考察することが課題である。このことから、支払財源確保のため保証料を基本とする財務構造への改革などの検討が必要である。

4. 本報告の考察内容・方法

今日の報告では、上記の課題から第一に高度経済成長期以降の均質的であった農家群の農業経営・生活様式の多様化およびそれを背景とした金融対応の変化を分析した既存研究を踏まえ、制度の対象である農家等特定集団の多様化を把握する。第二に均質な農業者を対象とした農業近代化資金から、制度の対象集団の多様化に対応し、政策性の高い制度資金や経済情勢に左右されやすい生活資金等まで保証保険対象者・資金の拡大・多様化が図られ、このため保証収支が悪化し、代位弁済率の上昇等により支払財源の確保が懸念されていることを明らかにする。このことから、現行制度の債務保証方式による基金運用益主体の財務構造では、支払財源に限界があるといえる。そのため新しい保証制度論の再構築のため、大数の法則を前提とした収支相当の原則による保険理論導入の検討が必要である。

方法については、既存研究及び既存調査資料の整理による考察とする。

質問 1

澁谷：お金を借りるときに担保能力がないにもかかわらず、金融機関が貸すのは何故ですか？農業者に対して、そこまでするのは何故ですか？

菅井：昭和 30 年代後半高度経済成長期以降の我国農業において、農工間の所得格差是正を基本方針とした農業基本法農政が展開されました。基本法農政下で選択的拡大等が掲げられ、その実現のための金融措置として農業近代化資金が創設されました。その新しい資金の融通のため、国が基金造成の財政措置をし、担保能力がなく信用力が不足する農業者でも、この保証制度で農業近代化資金が借りられるようにする必要があったためです。

質問 2

冬木：農業構造の変化で制度の対象が変化した。その背景となるだろう農協の信用事業にも踏み込めればよかったのではないのでしょうか。また、当制度が、生活資金の保証等にも拡大されるようになったのは、当初農業分野だけで出発した制度に限界があったと思います。

菅井：この制度対象資金の多様化は、農協の融資残高で見ると全体に占める農業資金の割合が、61 年度に 53.1%から 85 年度には、26.6%まで減少し、反対に生活・農外事業資金が増加してきたこの傾向と同様です。制度の対象者・資金の拡大は、この傾向に対応するものです。

質問 3

工藤：農業信用基金協会が、一般の生活に支援を制度として広げていった経緯を教えてください。

菅井：高度経済成長期からの我が国農業の兼業化の深化等により、農業・農村の多様化から、制度の対象者が多様化しました。そのことへの制度の対応措置として主務大臣指定資金を定め、生活資金等も農業資金と一緒に対象として認めてきたことによります。

質問 4

米倉：支払財源不足を補うため、農業信用保証に CDS のようなデリバティブ商品を持ち込む条件はないのでしょうか？

菅井：制度的には、馴染まないと思います。